

維持管理計画書

安定型及び管理型最終処分場
胆環生第 31 号

株式
会社 **C&R**

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	維持管理計画書 (p1) 「1 産業廃棄物の受入方法」のとおり				
	施設作業時の維持管理方法	維持管理計画書 (p2) 「2 埋立管理」・「3 施設管理」 (p3) 「4 汚水処理施設の維持管理について」 ・「5 モニタリング」のとおり				
	維持管理基準への対応状況	別記様式 50-1-2 のとおり				
	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書 (p8) 「8 埋立終了から廃止までの維持管理」のとおり				
	施設整備・点検の頻度	維持管理計画書 (p4) 「6 施設の点検計画」のとおり				
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	維持管理計画書 (p6) 「維持管理の記録および記録閲覧の方法」のとおり				
	閲覧対応日時					
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間					
異常時の連絡体制	維持管理計画書 (p9) 「9 異常時の連絡体制」のとおり					
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度	
ばいじん(g/Nm ³)						
硫黄酸化物(Nm ³ /hr)						
窒素酸化物(cm ³ /Nm ³)						
塩化水素(mg/Nm ³)						
ダイキシン類(ng-TEQ/Nm ³)						

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A4)

別表1 処理水の検査項目・検査頻度・基準値

放流水の水質等	設計計算値	維持管理 基準値	協定値 (努力目標値)	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度(pH)	—	—	—	5.8~8.6	1回/月
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	30以下	60以下	20以下	≤60mg/L	
浮遊物質(SS)(mg/L)	10以下	10以下	10以下	≤60mg/L	1回/年
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)(mg/L)	—	—	—	≤5mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油)(mg/L)	—	—	—	≤30mg/L	
フェノール類含有量(mg/L)	—	—	—	≤5mg/L	
銅含有量(mg/L)	—	—	—	≤3mg/L	
亜鉛含有量(mg/L)	—	—	—	≤2mg/L	
溶解性鉄含有量(mg/L)	—	—	—	≤10mg/L	
溶解性マンガン含有量(mg/L)	—	—	—	≤10mg/L	
クロム含有量(mg/L)	—	—	—	≤2mg/L	
大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	—	≤日間平均 3,000個/cm ³	
窒素含有量(mg/L)	—	—	—	≤120mg/L (日平均 60mg/L)	
リン含有量(mg/L)	—	—	—	≤16mg/L (日平均 8mg/L)	
アルキル水銀化合物	—	—	—	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
鉛及びその化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
有機リン化合物(mg/L)	—	—	—	≤1mg/L	
六価クロム化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
シアン化合物(mg/L)	—	—	—	≤1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)(mg/L)	—	—	—	≤0.003mg/L	
トリクロロエチレン(mg/L)	—	—	—	≤0.3mg/L	
テトラクロロエチレン(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
ジクロロメタン(mg/L)	—	—	—	≤0.2mg/L	
四塩化炭素(mg/L)	—	—	—	≤0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	—	—	—	≤0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	—	—	—	≤0.2mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	—	—	—	≤0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	—	—	—	≤3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	—	—	—	≤0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	—	—	—	≤0.02mg/L	
チウラム(mg/L)	—	—	—	≤0.06mg/L	
シマジン(mg/L)	—	—	—	≤0.03mg/L	
チオベンカルブ(mg/L)	—	—	—	≤0.2mg/L	
ベンゼン(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
セレン及びその化合物(mg/L)	—	—	—	≤0.1mg/L	
1,4-ジオキサン(mg/L)	—	—	—	≤0.5mg/L	
ほう素及びその化合物(mg/L)	—	10mg/L	10mg/L	≤50mg/L	
ふっ素及びその化合物(mg/L)	—	8mg/L	8mg/L	≤15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/L)	—	100mg/L	100mg/L	≤200mg/L	
ダイオキシン類(pg-TEQ/L)	—	—	—	≤10pg-TEQ/L	

※『—』は、法令基準による。

※協定値は、関係機関協議により『努力目標値』として扱う。

維持管理基準等への対応状況（管理型最終処分場）

1 維持管理基準*関係

基準	措置内容	関連書類等
飛散、流出 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第1号)	受入れた産業廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土を行う。また、埋立地の周囲に飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。	Index16 設計図 図面番号 47・48/53 維持管理計画書 P2、P6
悪臭 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第2号)	悪臭が発散する恐れのある廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。	維持管理計画書 P2
火災 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために、覆土作業を行うほか、可燃性廃棄物に対する火災防止については、埋立地及び水処理施設に消火器を設置しており速やかに消火作業を行う。	Index16 設計図 図面番号 2/53 維持管理計画書 P2
衛生害虫等 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第4号)	衛生害虫等が発生する恐れのある廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布を行う。(ただし、利害関係者と協議の上で実施)	維持管理計画書 P2
立札 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は速やかに書き換え、その他必要な措置を講じる。	Index16 設計図 図面番号 51/53 維持管理計画書 P2、P6
囲い (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第5号)	受入れた産業廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土を行う。また、埋立地の周囲に飛散防止機能を兼ねた侵入防止策を設置する。	Index16 設計図 図面番号 49/53 維持管理計画書 P2、P6
擁壁等の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第7号)	埋立地流出防止堰堤及び浸出水調整池の堤体については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	維持管理計画書 P5
遮水工の砂等による被覆 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第8号)	底面部については、埋立作業中の遮水工損傷を防止するためシート保護土(砂 t=500mm)を敷設し、法面部では遮水工上面に保護マットを敷設して遮水工を保護する。	Index16 設計図 図面番号 27/53 維持管理計画書 P2
遮水工の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第9号)	遮水工については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	Index16 設計図 図面番号 25・26/53 維持管理計画書 P5
地下水等の水質検査 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第10号 ほか)	「基準省令別表第2」に示される水質検査を行い、測定の結果を記録する。 また、埋立前・埋立開始後は基準省令第2条第3項に基づいた測定を行う。	Index16 設計図 図面番号 52/53 維持管理計画書 P3、P7、P11
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第11号 ほか)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることがあるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。	維持管理計画書 P3

基準	措置内容	関連書類等
雨水流入防止(被覆型) (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第12号 ほか)	当該施設は、被覆型埋立地ではない。	—
調整池の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第13号)	浸出水調整池については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	Index16 設計図 図面番号 41/53 維持管理計画書 P6
浸出液処理設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号)	浸出液処理設備については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	維持管理計画書 P3、P6
導水管防凍措置の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号の2)	導水管は、防凍対策となる地下埋設としている。	Index16 設計図 図面番号 34/53
雨水集排水設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第15号)	雨水集排水設備の機能保持については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	Index16 設計図 図面番号 36~40/53 維持管理計画書 P6
発生ガスの排除 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第16号)	発生ガスの排除設備については、施設項目ごとに頻度・方法を設定して点検を行う。	Index16 設計図 図面番号 30・31/53 維持管理計画書 P6
開口部の閉鎖 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第17号)	厚さ 50cm 以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。	維持管理計画書 P8
覆いの損壊防止 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第18号)	定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修・復旧を行う。	維持管理計画書 P6
残余容量の測定、記録 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第19号)	埋立地の残余容量については、正確な残余容量と残余年数を把握・検証するため、年1回以上測定し、かつ、記録する。	維持管理計画書 P7
記録の作成及び保存 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第20号)	法令で定める施設の点検及び水質検査の結果については、記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設け、施設が開場している日は閲覧可能とする。また、インターネットにより維持管理状況を公表する。	維持管理計画書 P6

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

2 廃止基準*関係

設備（基準）	対応・確認方法	関連図面等
悪臭発散防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第2号)	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発散を防止する。	維持管理計画書 P8
火災発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第3号)	発生ガスは、ガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ50cm以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。	維持管理計画書 P8
衛生害虫等発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第4号)	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。	維持管理計画書 P8
生活環境保全上の支障 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第11号)	発生ガス、放流水水質、地下水水質などの検査を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。	維持管理計画書 P8

設備（基準）	対応・確認方法	関連図面等
地下水の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第5号)	地下水の検査項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録する。	維持管理計画書 P8
保有水等の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第6号)	廃止確認の申請の直前2年間以上にわたり測定された保有水等の水質検査の結果が全て排水基準等に適合していることを確認する。	維持管理計画書 P8
ガスの発生 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第7号)	埋立終了後にガス抜き（堅型管）において発生ガス量等を検査し、埋立ガス量を確認する。 なお、当該検査においてガスの発生が確認された場合は、定期的（1回/3月）に検査を行い、2年以上ガスの発生量が増加しないことを確認する。	Index16 設計図 図面番号 30・31/53 維持管理計画書 P8
埋立地の内部の温度 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第8号)	埋立地の内部が、周辺の地中温度と比べ異常な高温となっていないかを確認する。	維持管理計画書 P8
覆い (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第9号)	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖し覆いの損傷等が認められないことを確認する。	維持管理計画書 P8
覆い（被覆型） (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第10号)	当該施設は、被覆型埋立地ではない。	—
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	廃止しようとする施設が構造基準に適合するよう維持管理されていることと、堰堤等については、その安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋め立てられていないことを確認する。	維持管理計画書 P8

*「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

維持管理計画書

1 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を確認し、必要に応じて分析データ（ダイオキシン類、金属類等）等についても提出を求める。

(2) 処理委託契約の締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、処理委託契約を締結する。

(3) 受入作業

- ① 管理棟において受付する際、事前に結んだ契約の内容又は manifests の記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、トラックスケールで計量を行う。
- ③ 埋立地での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入される廃棄物の一部（異物）若しくは全部を持ち帰らせることとして、必要に応じて manifests の修正を求める。
- ④ 受入、受付の管理については、従業員に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。

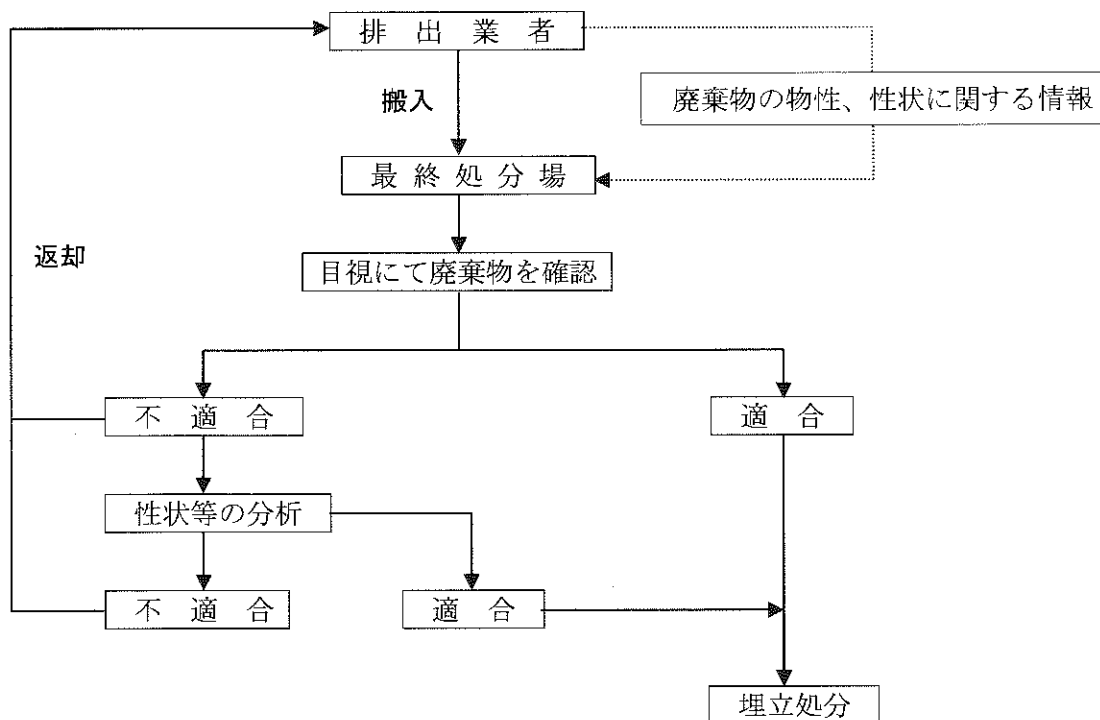


図 1.1 廃棄物搬入から埋立処分までのフロー

2 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際粉じんの発生がある場合には、散水を行い防止する。

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の埋立にあつては、一定の場所において、かつ分散しないように埋め立てし、敷き均し、転圧は行わない。

(2) 飛散・流出防止措置

受け入れた産業廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土、散水を行う。

また、埋立地の周囲には、飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。

(3) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

(4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、覆土作業を行う。

また、埋立地および浸出水処理施設内には、消火器を備え置く。

(5) ねずみの発生および蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布等を行う。(利害関係機関と協議の上)

3 施設管理

(1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように柵を設置する。

(2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

(3) 受け入れた産業廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わないか、もしくは遮水工を砂等で保護を行った後に埋立を行う。

(4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管を設置する。

(5) 埋立地の残余容量について、年1回以上測定を行い記録する。

(6) その他

① 埋立作業マニュアルを作成し、従業員に周知・徹底を図る。

② 維持管理積立金の積み立てを行い、埋立終了後は、積み立てた維持管理積立金の取り戻しにより、適切な維持管理を行う。

4 浸出水処理施設の維持管理について

- (1) 放流水の水質が、基準省令に定める排水基準等に適合するよう的確に維持管理する。
- (2) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内微生物の保持を図る。
- (3) 増水期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留量を削減したり堆積物を除去したりしておく。
また、各プロセスにおいて、溶存酸素不足とならないよう留意する。
- (4) 高負荷時および低負荷時には、各処理槽における滞留時間、pH 及び薬注量の調節等を行い対応する。
- (5) その他
 - ① 浸出水処理設備管理マニュアルを作成し上記の維持管理について、従業員に周知・徹底を図る。
 - ② 当該マニュアルで解決できない問題が発生した場合は、専門家に相談し、施設の稼働状況を良好な状態に保つための措置を行う。

5 モニタリング

(1) 放流水

放流水の測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに放流を停止し速やかに関係機関へ連絡するとともに、原因究明のための調査を行う。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SS について、月 1 回以上の測定を行い記録する。
- ② 別表 1 の排水基準等に係る項目について、年 1 回以上の測定を行い記録する。

(2) 地下水

最終処分場周縁の地下水水質への埋立地からの浸出水による影響の有無を判断するため、埋立地の上流側と下流側に観測井を設置し、以下の②の頻度で水質検査を実施する。

地下水の測定結果に基準値超過が確認された場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、原因究明の調査を行う。

- ① 埋立開始前に別表 2 地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度の測定を行い記録する。
- ② 埋立開始後、電気伝導率、及び塩化物イオン濃度を月 1 回以上、別表 2 地下水検査項目を年 1 回以上測定し記録する。

(3) 浸出水

浸出水処理施設を適正に維持管理するため、浸出水（原水）について、以下のモニタリングを実施する。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SS について、月 1 回以上の測定を行い記録する。

6 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各施設の点検管理における管理項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

- ① 日常点検 周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検
- ② 臨時点検 大雨、地震等の異常が起きた際に実施する点検

(2) 点検管理フロー

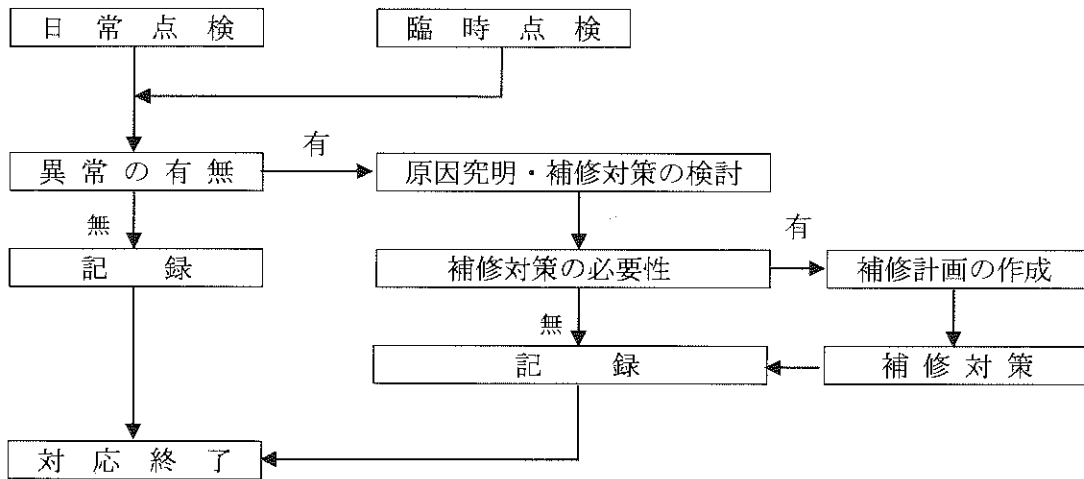


図 6.1 点検管理フロー

(3) 点検内容と対策

① 貯留構造物（土えん堤）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下	⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫：週1回以上 ⑥、⑪：3ヶ月に1回以上	
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫：目視 ⑥、⑪：測量により計測	
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・抑え盛土工法 ・土留擁壁の施工 ・排水溝の設置 ・その他 	

② 遮水工

点検項目	①穴あき、引き裂き傷、ひび割れ ②異常な伸び ③マットの膨らみ、へこみ、突っ張り ④マットの剥がれ ⑤降雨後の湛水状況 ⑥マットの劣化状況（ひび割れや接続部のはがれ等の発生） ⑦接合部の剥がれ、口あき ⑧マット下部地盤の状況
点検頻度	①～⑧：日1回以上
点検方法	①～⑧：目視（埋立済みの箇所は、地下水のモニタリング結果）
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷箇所の取り替え、接合部の接合直し ・補修材による修復 ・埋立済みの箇所の場合は、廃棄物を掘り起こし補修する ・その他

③ 浸出水処理施設

点検項目	①浸出水の水量、水温、水質 ②運転条件の設定、見直し ③各処理設備、機器類
点検頻度	①：目視 日1回以上、測定は月1回以上 ②：必要に応じて ③：目視 日1回以上、計測は月1回以上
点検方法	①：流量計および水質分析等 ②：水量、水質データ ③：目視、計測等 ※浸出水処理設備管理マニュアルにしたがって実施する。
補修対策	・異常箇所は、速やかに部品交換等補修する ・必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行う ・その他

④ その他施設

点検項目	①ガス抜き管（露出部の管の損傷やバンドのハズレ等） ②飛散防止設備（ネットの破れや支柱の傾き等）、 門扉（支柱や格子の破損等）、 囲い（ネットの破れや支柱の傾き等）、 立札（破損や文字の消え） ③調整池（遮水工に準ずる） ④その他
点検頻度	①～④：日1回以上
点検方法	①～④：目視
補修対策	・異常箇所は、速やかに補修する ・その他

7 維持管理の記録および記録閲覧の方法

(1) 記録の作成および保存について

法令で定める施設の点検および水質検査の結果については、記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設け、施設が開場している日（開場日は毎年作成する営業日カレンダーによる）の9時～17時までの間、閲覧可能とする。

また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、閲覧に供することとし、廃止までの間、保存する。

（閲覧の求めがあった場合は、正当な理由がない限り閲覧を拒まない）

(2) 閲覧する内容

内 容	据え置く期限
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日までに備え置く
擁壁等の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日まで備え置く
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
上記措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検の結果、調整池が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検の結果、浸出水処理施設の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く

8 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行う。

- (1) 厚さ 50cm 以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- (2) 発生ガスはガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ 50cm 以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- (3) 厚さ 50cm 以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- (4) 別表 2 地下水点検項目について、廃止するまで年 1 回以上の測定を行い記録する。
- (5) 地すべり防止工、沈下防止工、土えん堤、えん堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認する。
- (6) 別表 1 の排水基準等に係る項目については年 1 回以上、水素イオン濃度、BOD、SS については月 1 回以上測定を行い記録する。
保有水が排水基準等に適合後は、
 - ① 水素イオン濃度、BOD、SS について、3 ヶ月に 1 回以上の測定を行い記録する。
 - ② 別表 1 の排水基準等に係る項目について、6 ヶ月に 1 回以上の測定を行い記録する。
- (7) 発生ガスの確認
 - ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ② ガスの発生量の測定は、ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋め立てた位置等、適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
 - ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
 - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
 - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、3 ヶ月に 1 回程度とする。
- (8) 埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ、異常な高温になっていないか確認する。
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行い、埋立地内部と周辺の地中温度の差が 20℃未満であることを確認する。
- (9) 厚さ 50cm 以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
- (10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。
- (11) 埋立終了後の維持管理費用は、維持管理積立金を用いる。

9 異常時の連絡体制

施設整備・維持管理・点検作業において、異常が発生した場合は下図に示す「緊急連絡体制」に基づく対応を行う。

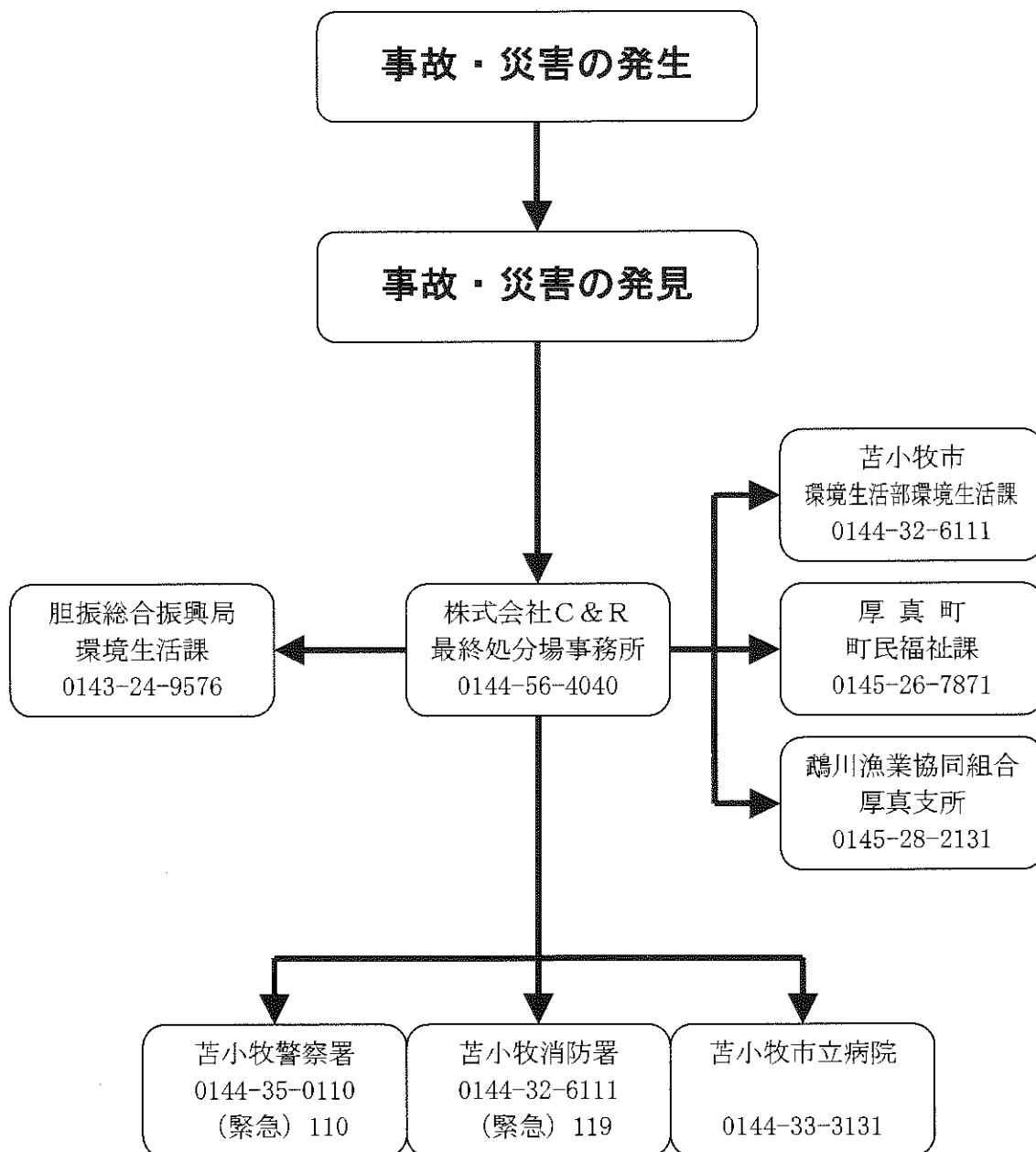


図 9.1 緊急時の連絡体制図

別表1 排水基準（基準省令別表第1）及び

オキシシン類の許容限度（DXNs 特措法施行規則別表第2）

水質項目	基準省令
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	水銀 0.005 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L 以下
シアン化合物	シアン 1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(0.4) 200 mg/L 以下
水素イオン濃度	海域以外 5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	60 mg/L 以下
化学的酸素要求量	90 mg/L 以下
浮遊物質	60 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂含有量）	30 mg/L 以下
フェノール類	5 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下
亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/mL 以下
窒素含有量	120 mg/L 以下（日間平均 60）
燐含有量	16 mg/L 以下（日間平均 8）
ダイオキシシン類	10pg-TEQ/L 以下

*. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」は、1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計

別表2 地下水等検査項目及び基準値（基準省令別表第2）

調 査 項 目	環 境 基 準
アルキル水銀	検出されないこと
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下